

電気通信大学創立100周年記念事業実施本部規程

平成27年 6月25日

改正

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(設置)

第1条 電気通信大学（以下「本学」という。）に、創立100周年記念事業（以下「記念事業」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、電気通信大学創立100周年記念事業実施本部（以下「本部」という。）を置く。

(任務)

第2条 本部は、記念事業の企画、立案及び実施に関する業務を統括する。

(組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 情報理工学域長
- (5) 大学院情報理工学研究科長
- (6) 事務局各部長
- (7) 電気通信大学同窓会会長
- (8) その他本部長が必要と認めた者

2 前項第8号の本部員には、本学の職員以外の者を含むことができるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第8号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部長)

第5条 本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を掌理するとともに、本部会議を招集し、その議長となる。

3 本部長に事故あるときは、副本部長の中から本部長が指名した者がその職務を代行する。

(副本部長)

第6条 本部に副本部長を置き、本部員の中から本部長が指名する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部会議の開催)

第7条 本部会議は、本部員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(本部員以外の者の出席)

第8条 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させることがで

きる。

(専門委員会)

第9条 本部会議は、記念事業の種類ごとにその細目を企画し、実行に当たる専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(本部の事務)

第10条 本部に関する事務は、関係部署の協力を得て国立大学法人電気通信大学創立100周年記念事業推進室が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年6月25日から施行する。

2 この規程の施行後、第3条第1項第8号の規定により最初に任命された本部員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

3 この規程の施行に伴い、電気通信大学創立100周年記念事業委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。